

は じ め に

保健所(Public Health Center)は、健康増進法に基づき管内全ての住民の健康を守り促進することを目的として設置され、日々住民に身近な様々な事業に携わっています。

八王子市保健所は、平成19年に東京都から事業の移管を受け、さらに平成27年に中核市へ移行したことに伴い、より一層、市事業と保健所事業の効果的効率的な連携のもと、積極的な事業展開を行ってきました。

保健所は、市民の安全安心を守るために食中毒処分、感染症り患に伴う就業制限等、規制や制限を行う「怖い保健所」(規制行政)としての側面と、疾病をお持ちの方等に寄り添って、個別相談や支援を行う「優しい保健所」(支援行政)の2面性を持っているものの、本来的には、市民が保健所の存在を意識することなく平穩に生活出来ることが本来あるべき姿です。

しかしながら、令和2年から令和5年5月8日にかけて全国民が巻き込まれた新型コロナウイルス感染症によって全国民が保健所の存在を知るきっかけとなり大きな戸惑いを覚えました。

さて、令和5年度は1年間かけて、保健所事業の大きな柱である、健康づくりをはじめとする本市の保健衛生に関する指針を示した「八王子市健康医療計画」、自殺対策を更に推進するための「第2期八王子市自殺対策計画」、そして令和2年から令和5年の新型コロナウイルスへの対応の経験を踏まえ、感染症の発生や拡大に備えるため「八王子市感染症予防計画」を、令和4年12月に改正された感染症法に基づき新たに策定しました。

このたび取りまとめた年報は、令和5年度に実施した健康づくり及び予防接種、食品衛生及び生活衛生対策、感染症予防対策及び精神保健福祉等の保健所で行う住民の健康を守り促進するための事業の概要及び実績を掲載しており、広く皆様に御活用いただければ幸いです。

当保健所は、これからも健康危機管理ならびに健康づくりの拠点として、良好な公衆衛生環境の維持に努め、迅速かつ的確な情報発信など、将来に向けて事業の展開を図ってまいります。保健所の存在を意識することなく穏やかに暮らせる日々が戻るよう、今後ともご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和6年(2024年)11月

八王子市保健所長 鷹箸 右子

目 次

第1章 総説

1 八王子市の概況

(1) 東京都における管内の位置 ……1

(2) 所管区域 ……1

2 保健所の概要

(1) 沿革 ……2

(2) 保健所の組織 ……3

(3) 案内図 ……5

(4) 施設の概要 ……5

(5) 附属機関等 ……7

(6) 決算状況 ……16

第2章 令和5年度

新規・充実事業 ……18

第3章 保健総務課

1 広報活動・健康教育 ……20

2 実習生指導 ……22

3 情報公開 ……22

4 統計・調査 ……23

5 健康づくり ……24

6 食育の推進 ……26

7 受動喫煙対策の推進 ……28

8 予防接種 ……29

9 新型コロナウイルス感染症

予防接種(特例臨時接種) ……30

10 医療安全支援センター ……31

11 口腔保健支援センター ……32

12 災害対策 ……33

第4章 生活衛生課

1 医事・薬事 ……34

2 薬物乱用防止対策 ……37

3 環境衛生 ……38

4 食品衛生 ……44

5 動物衛生 ……56

第5章 保健対策課

1 感染症予防対策 ……58

2 精神保健福祉 ……66

3 特殊疾病(難病)対策 ……72

4 療育相談事業 ……74

5 環境公害保健 ……76

6 受託検診 ……76

7 保健師活動 ……77

8 医療費助成 ……79

第6章 統計編

1 人口の推移 ……85

2 性・年齢階級別人口 ……86

3 人口動態の概況 ……87

4 65歳健康寿命・65歳平均障害期間 ……101